



広報

もりや

2014

5

25

おしらせ版

<http://www.city.moriya.ibaraki.jp/>

Public Information MORIYA

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金のお知らせ

4月から消費税率が引き上げられたことにより、所得の低い方や子育て世帯への負担の影響を緩和するため、暫定的かつ臨時的な措置として臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

平成26年1月1日時点で守谷市に住民票があり、支給対象者の要件を満たしている方には、いずれかの給付金を支給します（生活保護を受けている方は除きます）。

臨時福祉給付金

○支給対象者

平成26年度分の市・県民税（均等割）が課税されていない方（ご自身を扶養している方が課税されている場合は対象外／平成26年度分の市・県民税は6月中旬に確定）

○支給額

給付対象者1人につき1万円

※支給対象者で下記に該当する方は、5,000円加算
老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金・児童扶養手当・特別障害者手当等の受給者など

子育て世帯臨時特例給付金

○支給対象者（下記のどちらの要件も満たす方）

- ・平成26年1月分の児童手当・特例給付の受給者
- ・平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方（臨時福祉給付金の対象者、生活保護の被保護者等は対象外）

○対象児童

給付対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

○支給額

対象児童1人につき1万円

○公務員の方へ

公務員の方で勤務先から「子育て世帯臨時特例給付金申請書（請求書）」と「公務員児童手当

（特例給付）受給状況証明書」が交付された方は、申請期間中に郵送または市役所1階小会議室で受け付けします（受付時間9:00～17:00）。

●両給付金の申請方法

6月16日(月)に該当予定者に申請書を発送する予定です。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。

*子育て世帯臨時特例給付金については、平成26年1月分の児童手当・特例給付の受給者の方に申請書を送付します（公務員を除く）

●両給付金の申請期間

6月23日(月)～9月30日(火)

●申請・問合せ先

（給付金対応窓口は6月3日(火)設置）

〒302-0198 守谷市大柏950-1 市役所1階小会議室

- ・臨時福祉給付金 ☎ 46-9805（直通）
- ・子育て世帯臨時特例給付金 ☎ 46-9808（直通）（9:00～17:00 土・日曜日、祝日を除く）

●担当課

- ・臨時福祉給付金 市役所社会福祉課 内線161
- ・子育て世帯臨時特例給付金 市役所児童福祉課 内線151・153

*給付金の詳しいお知らせは、広報もりや6月10日号と一緒に配布する予定です

臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金の振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください

市町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、市や警察署（または警察相談専用電話【#9110】）にご連絡ください。

情報ひろば

申請で利用者負担が軽減します
介護保険負担限度額認定証
等の更新申請

介護保険負担限度額認定証等の有効期限は6月30日(月)です。更新対象となる可能性がある方には、市から申請書を送付します(5月30日(金)発送予定)。

※新規の方は、随時申請可
◎介護保険負担限度額認定証

要件に該当する方は、申請すること、介護保険施設(介護老人福祉・介護老人保健・介護療養型医療施設)に入所・入院または短期入所(ショートステイ)の利用時にかかる食費・居住費(滞在費)の負担が軽減されます。

なお、原則として、申請月前前に利用した食費・居住費等には適用されません。

▽対象 介護保険施設利用者(予定者含む)で、次のいずれかに該当する方①市

区町村民税非課税世帯(同じ世帯の方全員が市区町村民税を課税されていない世帯)②生活保護受給者▽申請期限 6月30日(月)▽認定結果 審査後に結果を郵送

※認定後、利用施設に認定証を提示▽認定期間 7月1日(火)～平成27年7月31日(金)

◎社会福祉法人等利用者負担軽減確認証

社会福祉法人等が提供する介護保険サービスを利用している方で次の要件に該当する場合、申請により利用者負担が軽減されます。

▽対象 次のいずれかに該当する方①世帯全員が市区町村民税非課税で、収入(預金・資産)や世帯の状況、利用者負担等を総合的に判断し、生計維持が困難であると認められた方②生活保護受給者▽軽減内容 ①の場合、利用者負担の4分の1(老齢福祉年金受給者は2分の1)に相当する額②の場合、個室の居住費に係

る利用者負担額全額
◎介護サービス利用者負担助成

この助成の対象となる可能性がある方には、毎年9月中旬に市から認定申請書を送付します。

※認定申請は毎年必要
▽対象 次の全てに該当する方①介護保険の被保険者で、保険料が第1・第2段階の方/同様の条件を満たす2号被保険者②在宅介護サービスを利用している方③市区町村民税が課税されている方の税法上の扶養となっており、また生計を一緒にしていない方▽助成額 原則、利用者負担(在宅介護サービス分)の3割に相当する額※年1回の認定申請のほかに、利用月ごとの交付申請が必要(領収書を添付)

▼申請方法 郵送または窓口で申請する▼注意事項 本人や世帯の所得が分からない場合は認定ができないため、無収入(非課税年金受給者を含む)や未申告の方は、住民税申告を行う必要があります

▼申込・問合せ 市役所介

護福祉課 介護保険G 内線173 〒302-0019 守谷市大柏950-1

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間実施

法務省と全国人権擁護委員連合会は、「いじめ」や児童虐待など子どもをめぐるさまざまな人権問題に積極的に取り組むことを目的として、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施します。

悩みを持ったお子さんや保護者の方からの相談に応じます。

秘密は守られますので、安心してご相談ください。

▼期間 6月23日(月)～29日(日)午前8時30分～午後7時 ※土・日曜日は午前10時～午後5時▼相談先 ☎0120-007-110▼実施機関 水戸地方法務局、茨城県人権擁護委員連合会▼相談員 法務局職員、人権擁護委員

政府主催慰霊巡拝事業参加者募集

この事業は、戦没者の遺族を対象として旧戦域を訪

れ、慰霊を行うことを目的としていきます。

▼参加要件 原則として80歳以下で、健康状態が良好な方/本事業に平成21年度以降に参加していない方

*実施地域・日程・費用等の詳細は、お早めにお問い合わせください

▼問合せ 市役所社会福祉課 社会福祉G 内線164

花壇コンクールに参加してみませんか?

第42回花と緑の環境美化コンクール

花いっぱい運動によって、環境美化に対する関心・意欲を高め、素晴らしい成果を挙げている団体等を表彰します。

▼対象 地域・団体・職場・学校等▼応募方法 応募用紙(応募先に用意または県民会議のホームページで取得)に必要な事項を記入し、7月3日(木)までに提出する

▼応募・問合せ 市役所市民協働推進課 協働推進G 内線133

・大好きいばらき県民会議 ☎029-224-8120

HP <http://www.daisukibaraki.jp/>

広報もりやおしらせ版 2014.5.25

2

2014年版 「もりや暮らしの便利帳」を発行します！

市では「2014年版もりや暮らしの便利帳」を(株)サイネックスと官民協働事業で発行します。便利帳は、市民の生活に必要な行政情報、地域に関する情報および広告による事業者情報を合わせた総合地域情報誌となります。

発行は9月予定で、市内の全家庭に無料配布するとともに、転入者にも配布します。また、便利帳の発行にあたり、広告の申し込みも募集します。詳細は問合先までご連絡ください。

●問合先

- ・便利帳の発行に関すること
市役所秘書課 内線 323
- ・広告に関すること
(株)サイネックス土浦支店
☎ 029-823-2388



▼民生委員・児童委員紹介
昨年12月1日時点で欠員となっていた1地区の民生委員・児童委員が、4月1日付で厚生労働大臣から委嘱されました(任期 平成28年11月30日まで)。
民生委員・児童委員は、市民の皆さんの身近な相談役として一定の地域を担当し、困りごとに応じた市役所の担当部署へ橋渡しを行い、解決へのお手伝いをします。秘密は必ず守りますので、一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

くし台、市営204〜206号棟、県営101〜103号棟) 小野寺 忠夫
☎ 45・1596
文化会館 各種講座
①デコアート講座
▽日時 7月〜11月の原則第2・4金曜日(全8回) 午前10時〜正午※開講式は7月11日(金)▽内容 ガラスビーズでいろいろな雑貨をおしゃれに変身▽講師 入江典子氏▽受講料 無料※材料・道具代は自己負担(1回1500円程度)▽申込回は2500円程度)▽申込締切日 6月30日(月)必着

②料理教室
▽日時 7月〜平成27年2月の原則第3水曜日(全8回) 午前10時〜午後1時※開講式は7月16日(水)▽内容 旬の素材を使って季節を味わう※親子・男性の参加歓迎▽講師 中村弥生氏▽受講料 無料※材料代は自己負担(全8回分5000円程度)▽申込締切日 6月30日(月)必着
③ガラスアート講座
▽日時 7月〜11月の原則第1・3火曜日(全8回) 午前9時30分〜正午※開講式は7月1日(火)▽内容 ガラス板等にカラーフィルム・リード線を貼って手軽にステンドグラスの雰囲気を楽しむ▽講師 吉田恵氏▽受講料 無料※材料代・道具代は自己負担(1回1500円程度)▽申込締切日 6月20日(金)必着
▼定員 ①16人②15人③10人※超過の場合抽選▽対象 市内在住・在勤の方▽申込方法 往復はがきに「講座名・住所・氏名・年齢・電話番号」を記入し、各締切日必着で郵送、または窓口へ返信用はがきを持参して

申し込む
▼会場、申込・問合先 文化会館 〒302-0101 守谷市久保ヶ丘1-12 ☎ 48・7911
守谷市精神障がい者集団生活訓練事業(デイケア)
デイケアでは、日中の活動の場を提供し、生活技能を身に付けたり、仲間を作ったり、生活リズムを整えるなど、生活の幅を広げることを目的としています。
▼日程 月2回 午前9時30分〜11時30分※詳細は要問合せ▼対象 次の①〜③全てに該当する方①市内在住②回復途上であり、統合失調症で通院中の方③デイケア利用について主治医の了解を得られる方▼内容 料理・手芸・スポーツなど
▼費用 無料※材料費等は自己負担▼その他 申し込みについては要問合せ※内容や手続きの説明・見学の後

平成26年度 危険物安全週間推進標語 「危険物 読みはまっすぐ ゼロ災害」

6月8日(日)〜14日(土)は、「危険物安全週間」です。各家庭で使用される灯油・ガソリン等の危険物の取り扱いには、十分注意してください。

▼問合先 常総広域消防本部予防課 ☎ 23-0904

ふるさと都市もりや朝市
家族や友達と一緒にお越しください。※小雨決行
▼日時 6月1日(日)午前10時〜午後2時▼会場 守谷駅西口駅前広場
▼問合先 守谷すたいる 亀田 ☎ 45・0046 / 市役所経済課 商工・観光G 内線262

に書類の提出や面接を実施
▼会場、申込・問合先 保健センター ☎ 48・6000
教科書展示会
平成27年度に公立の小・中・高等学校、特別支援学校で使用される教科書の展示会を行います。
▼期間 6月13日(金)〜26日(木) 午前9時〜午後5時▼会場 取手市役所藤代庁舎取手市教育委員会内(取手市藤代700)
▼問合先 市役所指導室 内線287

いきいきシルバー料理教室

健康づくり・介護予防のために、参加しませんか？

▼会場・日時 文化会館
6月25日(水)／高野公民館
7月2日(水)各午前10時～午後1時
▼内容 簡単料理のコツと実習
▼対象 市内在住で65歳以上の料理初心者
▼定員 各会場先着10人
▼参加費 500円
▼申込方法 6月9日(月)以降に、電話または窓口で申し込む
※土・日曜日を除く

▼申込・問合せ 市役所介護福祉課 地域包括支援センター 内線174



調理補助スタッフ講習会

▼対象 次の全てに該当する方
①市内または県内近隣市町在住
②55歳以上
③公共職業安定所に求職登録済み
④ハローワークカード所持
⑤全日程に出席可能
▼期間 7月15日(火)～31日(木)のうち8日間
▼会場 取手市民会

館・福祉会館(取手市東一丁目1番5) ▼定員 20人
※書類選考(就職・就業意欲の強い方を優先に選考) / 申込者が定員の半数以下の場合には講習会を中止する場合あり

▼内容 調理実習や衛生学、栄養学を学び、調理関連施設等で働きたい方を支援する
▼受講料 無料※交通費・昼食等は自己負担
▼申込方法 6月13日(金) (受付時間 午前9時～午後5時)までに、本人確認ができるもの(ハローワークカード・運転免許証など)を持参し、申し込む

▼申込・問合せ (公社)市シルバー人材センター 48・8591

世界の料理教室

フランス人のルドヴィクさん(県国際交流員)が、ヨークさんと一緒に料理教室を開きます。

▼日時 7月1日(火)午前10時～午後1時
▼会場 高野公民館
▼対象 市内在住・在勤の方20人※超過の場合抽選
▼費用 1000円程度
▼申込方法 6月20日(金)

までに電話または窓口で申し込む

▼申込・問合せ 市役所市民協働推進課 内線133

ドイツ語講座(中上級者)

ドイツ語にチャレンジしてみませんか？

▼日時 7月2日・15日・29日、8月12日・19日・26日、9月2日・9日 午前10時15分～11時45分(初回は水曜日、以降は火曜日)

▼会場 国際交流研修センター(ログハウス) ▼対象 市内在住・在勤・在学の方10人※超過の場合抽選
▼受講料 無料※教材費は実費負担
▼申込方法 6月23日(月)までに電話または窓口で申し込む

▼申込・問合せ 市役所市民協働推進課 内線133

平成26年度 親と子のよい歯のコンクール

▼対象 満3～6歳(平成20年4月2日～平成23年4月1日生まれ)の未就学の幼児とその母親または父親
※過去の受賞者は対象外
▼応募方法 「親子の氏名(ふりがな)、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、かかりつけ(または最寄り)の「歯科医院」をはがきに記入し郵送で、または任意の用紙に記入しFAXで応募する
▼応募期限 6月20日(金)必着
▼口腔診査 応募者に送付される口腔診査票等を持参し、歯科医師会会員の歯科医院で口腔診査を受ける
▼入賞 最優秀者1組、優秀者4組
▼表彰 第23回茨城県民歯科保健大会(11月16日)県歯科医師会館)で表彰予定

▼応募・問合せ 茨城県歯科医師会 8020事業係 31010911 水戸市見和21292 029・252・2561 029・253・1075



歯の何でも電話相談

▼日時 6月8日(日)午後2時～5時
▼相談内容 普段歯医者に行けないことや入れ歯・子供の歯・インプラント・矯正・口臭・顎関節症・歯周病・料金など歯に関する悩みや質問
▼回答者 歯科医師
▼相談料 無料
▼主催 茨城県保険医協会
▼相談先 029・823・7930

茨城県行政書士会 県南支部 無料相談会

▼日時 6月14日(土)午後1時30分～4時
▼会場 中央公民館団体活動室
▼内容 相続・遺言・法人設立・営業許可・農地転用・帰化永住・在留資格・権利義務・事実証明に関すること

▼問合せ 茨城県行政書士会県南支部 45・0768

電波利用環境保護周知啓発強化期間

「電波利用環境保護周知啓発強化期間」は6月1日(日)～10日(火)です。

●問合せ
不法無線局による混信・妨害 03-6238-1939
テレビ・ラジオの受信障害 03-6238-1945
地上デジタルテレビ放送の受信相談 03-6238-1944

不法電波をシャットアウト!

健康フォーラム
タニタの社員食堂に学ぶ
500kcalまんぷく定食の「コツ」

おいしく食べて、いつまでも健康に過ごしませんか？

▼日時 6月29日(日)午後2時～4時15分▼会場 県立健康プラザ(水戸市笠原町993-2)▼定員 先着120人※要事前申込▼参加費 無料

▼申込・問合せ 茨城県保険医協会 〒300-0100 45 土浦市文京町1-50

富士火災ビル3階
☎029・8223・7930
☎029・8222・1341

✉info@ibaho.jp
県立古河産業技術専門学院
スキルアップセミナー

◎第二種電気工事士受験対策(技能) A・B

▼開催日時 A 7月5日(土)・6日(日)／B 7月12日(土)・13日(日)午前9時～午後5時▼定員 A 20人／B 15人※超過の場合抽選▼持

参加品 試験で使う工具等

▼申込締切日 A 6月6日(金)／B 6月13日(金)※申し込みは、A・Bのどちら

か一方のみ ▼受講料 各講座2980円▼申込方法 往復はがきに「講座名、氏名、郵便番号、住所、電話番号、年齢、職業(会社名)」を明記し、各講座の申込締切日までに郵送またはインターネットで申し込む

▼会場、申込・問合せ 県立古河産業技術専門学院 古河市諸川1844 ☎0280・76・0049

HP <http://business2.plala.or.jp/sangsen/>

税務職員採用試験

税務署や国税局で「税のスペシャリスト」として勤務する税務職員(国家公務員)を募集します。

▼受験資格 ①4月1日において高校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者および平成27年3月までに高校または中等教育学校卒業見込みの者②人事院が①に掲げる者に準ずると認める者▼試験の程度 高校卒業程度▼試験日 1次 9月7日(日)／2次 10月16日(木)～24日(金)の指定する日▼合格発表 1次 10

月9日(木)／2次 11月18日(火)▼申込方法 6月23日(月)午前9時～7月2日(水)までに、原則インターネット(<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>)で申し込む※インターネット申し込みができない場合は、6月23日(月)～26日(木)に、希望する第1次試験地を管轄する人事院各地方事務局へ郵送または持参(当日消印有効)

▼問合せ 関東信越国税局 人事第二課試験係 ☎048・600・3111 内線2097／インターネット申し込みについて 人事院人材局試験課 ☎03・3581・5311 内線2332

ひとり親家庭の父・母のための「パソコン初級」就業支援講習会

▼日時 7月5日(土)・12日(土)午前9時～午後4時▼会場 県立産業技術短期大学 校併設水戸産業技術専門学院(水戸市下大野町634)

2)▼定員 10人程度※託児あり・要予約▼内容 パソコンの基礎知識およびワード・エクセルの基本操作の習得▼費用 1000円▼申込期間 6月2日(月)～20日(金)

▼申込・問合せ 県母子家 ☎029・2333・2355 ✉shenboshi@ibaboren.or.jp

住民基本台帳閲覧状況

●問合せ 市役所総合窓口課 市民登録G 内線112

住民基本台帳閲覧状況(平成25年10月1日～平成26年3月31日)を左表のとおり公表します。

閲覧が認められているの

は、国および地方公共団体、また、世論調査、統計調査、学術研究など公益性・公益性の高い場合に限定されています。

閲覧の範囲

閲覧した機関の名称	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧の範囲
内閣府大臣官房政府広報室 (一般社団法人中央調査社)	アイヌ政策に関する世論調査	H25.10.17	松ヶ丘一丁目
内閣府政策統括官付食育推進室 (一般社団法人中央調査社)	平成25年度食育に関する意識調査	H25.11.13	立沢
国立大学法人東京大学 (一般社団法人中央調査社)	少子高齢社会における生活実態に関する全国調査	H26.1.15	みずき野四丁目
学校法人桐蔭学園 桐蔭横浜大学 (一般社団法人中央調査社)	法制度に関する意識調査	H26.2.25	美園二丁目

6月30日(月)まで…児童手当現況届の提出をお願いします

～申請書が届いたら速やかな提出を～

●問合せ先 市役所児童福祉課 子育て応援G 内線 153、156

児童手当を受けている方は、児童手当法第26条の規定により、現況届の提出が義務付けられています。現況届は、児童手当を受けている方が6月以降も引き続き受給要件を満たしているかを6月1日現在で確認するものです。

6月中旬に申請書を郵送しますので、内容を確認いただき、提出をお願いします（公務員の方は職場で申請）。

現況届を提出しないと、6月分以降の児童手当を受給できなくなる場合がありますので、ご注意ください。

▼受付期限 6月30日(月)まで

▼受付時間 月～金曜日 9:00～17:00

※6月22日(日)のみ同時時間内で受付

▼受付方法

提出会場に持参または郵送(6月30日消印有効)

▼提出会場

市役所会議室2 ※6月22日(日)は児童福祉課窓口

▼提出書類

- ・現況届(6月中旬に送付)
 - ・受給者の健康保険被保険者証の写し(国民年金加入者/年金未加入者は省略可)
 - ・平成26年1月2日以降守谷市に転入した方 父母の平成26年度課税証明書
 - ・児童と別居している方は養育(別居)申立書、児童の属する住民票謄本
- *児童の監護状況等により、上記以外の書類の提出を求められることがあります

地域で安全・安心なまちづくりを目指して

●問合せ先 市役所交通防災課 交通防災G 内線 138

最新式
交通安全信号機で

ルールとマナーを
楽しく学ぼう!



取手地区交通安全協会が、最新式の交通安全教室用信号機を購入しました。今年度から、市内各小学校等での交通安全教室に使用しています。

交通安全協会では、皆さんから「交通安全協会費」としてお預かりした貴重な会費を財源として、交通事故を防止するため、家庭、学校、地域社会に密着した活動を続けています。

皆さんも日頃から交通ルールの順守を心掛け、子どもや高齢者を交通事故から守るとともに、「交通事故ゼロ」を目指しましょう!

●市内の犯罪発生状況(平成26年1～3月)

発生地域	刑法犯総数	街頭犯罪	住宅侵入犯罪	万引き	コンビ二強盗	振り込め詐欺
①	106(△5)	41(+7)	10(△5)	20(△6)	0(0)	0(0)
②	26(+2)	10(△4)	3(+1)	1(+1)	0(0)	0(0)
③	15(△12)	7(△1)	2(0)	0(△2)	0(0)	1(0)
合計	147(△15)	58(+2)	15(△4)	21(△7)	0(0)	1(0)

街頭犯罪内訳

発生地域	乗り物盗			ひったくり	車上狙い
	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗		
①	7(+1)	5(+3)	26(+4)	0(△1)	3(0)
②	4(+4)	0(△3)	5(△3)	0(0)	1(△2)
③	1(0)	0(△1)	5(0)	0(0)	1(0)
合計	12(+5)	5(△1)	36(+1)	0(△1)	5(△2)

※()内の数字は、前年1～3月との比較

▶発生区分

- ①本町、松並、ひがし野、赤法花、同地、百合ヶ丘、中央、松ヶ丘、大柏、野木崎
- ②久保ヶ丘、御所ヶ丘、立沢、松前台、薬師台、緑、板戸井、大木、大山新田
- ③みずき野、小山、乙子、けやき台、高野、鈴塚、美園

守谷市の交通事故発生状況(4月) 件数7件 死者数0人 負傷者数13人

皆さんの寄附で守谷のまちづくり ～ふるさとづくり寄附条例～



●問合先 市役所財政課 財政G 内線 211
FAX 45 - 2590

市では、「守谷市ふるさとづくり寄附条例」を制定し、市民の皆さんや、他の地域に暮らしていても守谷市への共感やふるさととしての思いをお持ちの皆さん、さらには企業の皆さんに寄附金を募り、その貴重な財源をもとに个性的で魅力あるまちづくりを進めています。皆さんの応援をお待ちしています。皆さんからいただいた寄附金は、次の4つの事業に使用させていただきます。寄附される際に、寄附金の用途を指定してください。

- 自然環境の保全および緑化の推進に関する事業
- 福祉施策の充実に関する事業
- 教育、文化活動およびスポーツ振興に関する事業
- 市民公益活動の促進に関する事業

今回は、そんな日常に潜む不慮の事故の中でも、子どもに特に多い誤飲についても紹介します。誤飲とは異物を誤って飲み込んでしまうこと、食物や異物が気道に入ってしまう「誤嚥」とは区別されます。飲み込んでも害のないものから直ちに受診の必要があるもの

子どもたちの日常に潜んでいる危険は、感染症ばかりではありません。むしろ「それ以外のもの」の方が、時に健康や生命を脅かす重大な結果を招くことがあります。注意が必要です。
がん・心臓病・肺炎が三大死因の成人とは違って、乳幼児や学童では、先天異常や事故・小児がんが死因のトップを占めます。なかでも「不慮の事故」はその他の原因と違い、子どもたちの日常生活の中に直接の原因があり、その数も0歳児で死因の第4位、1～4歳児で同2位、5～9歳児では同1位、10歳以上でも同2位と常に上位に位置します。

今回は、そんな日常に潜む不慮の事故の中でも、子どもに特に多い誤飲についても紹介します。誤飲とは異物を誤って飲み込んでしまうこと、食物や異物が気道に入ってしまう「誤嚥」とは区別されます。飲み込んでも害のないものから直ちに受診の必要があるもの

子どもたちの日常に潜んでいる危険は、感染症ばかりではありません。むしろ「それ以外のもの」の方が、時に健康や生命を脅かす重大な結果を招くことがあります。注意が必要です。
がん・心臓病・肺炎が三大死因の成人とは違って、乳幼児や学童では、先天異常や事故・小児がんが死因のトップを占めます。なかでも「不慮の事故」はその他の原因と違い、子どもたちの日常生活の中に直接の原因があり、その数も0歳児で死因の第4位、1～4歳児で同2位、5～9歳児では同1位、10歳以上でも同2位と常に上位に位置します。

取手市医師会健康教室

子どもの誤飲

までさまざまですが、特に頻度の多い「タバコ誤飲」について一般的な対処方法を紹介します。

タバコの誤飲

子どもの誤飲の約3割を占め、原因として最も多いのがタバコです。ハイハイなどで自由に移動できるようになる乳児期後半から急増します。最近ではニコチン中毒という言葉が広く一般に知られるようになったため、「口にしたら即病院」という方もいますが、実はちよつと違います。そもそもタバコは苦く、子どもにとつておいしいものではないため、口にしても飲み込んでいないことが多いです。また、仮に飲み込んだとしても、酸性の胃内ではニコチンの溶け出しと吸収にかなり時間がかかるため、吐き出し、さらには吸収されると嘔吐（吐き気を催す）作用を發揮するため胃内に残るタバコを吐き出し、結果的に重い症状が出ることはまれであるとも言われています。

タバコの誤飲で最も危険なのは「吸い殻の入った液体を飲んでしまうこと」です。タバコを水につけると約30分でほぼ全てのニコチンが溶け出します。液状のため速やかに吸収されて重症状態を起すのです。水を入れて灰皿代わりにしている空き缶やペットボトルなどを誤って子どもが飲んでしまうケースが多く、喫煙者がいる家庭では特に注意が必要です。誤飲してしまつた場合、吐かせるのは有効ですが、牛乳や水を大量に飲ませるのは危険です。

タバコ以外にも、医薬品や殺虫剤、おもちゃやボタン電池、貴金属類など挙げればきりがありませんが、誤飲を防ぐ最も有効な手段は共通して、子どもが口にできるものは「見えない・触れない・落ちない」場所に普段から移しておくことです。

母子手帳の後ろの方にも誤飲に関する情報が書かれていますので、目を通しておくと良いでしょう。

6月 JUNE

1日	環境美化の日 ふるさ都市もりや朝市 (10:00 ~ 守谷駅西口駅前広場) もりや市民大学前期開講式 (13:30 ~ 市民ギャラリー) もりや夢の舞と響き (13:00 ~ 中央公民館) どこでも茶屋ぶらぶら亭 (8・15・22・29日 10:00 ~ 16:00 大山公園)
2月	もりやアヤメ祭り (~16日 四季の里公園) 人権相談 (13:00 ~ 市役所) 粗大ごみ戸別収集申込期間 (~6日) 粗大ごみ戸別収集日
3火	おはなし会 (11・13・14・18日 11:00 ~ 中央図書館)
4水	こころのりハビリ (11日 9:30 ~ 11:30 保健センター) プラ容器収集日
5木	ビン・ペット収集日
6金	
7土	
8日	市民グラウンドゴルフ大会 (9:30 ~ 常総運動公園)
9月	おはなし会 (15:00 ~ 保健センター)
10火	
11水	認知症の方の家族の集い (13:30 ~ 15:00 市役所) 公民館休館/缶・プラ容器収集日
12木	紙・布類収集日
13金	
14土	もりやをきれいにしよう会 (9:00 清龍香取神社集合)
15日	おはなし会 (14:00 ~ 中央図書館)
16月	粗大ごみ戸別収集申込期間 (~20日) 粗大ごみ戸別収集日
17火	
18水	職業相談 (9:30 ~ 11:30 文化会館相談室) プラ容器収集日
19木	ビン・ペット収集日
20金	
21土	子育て支援センター・夢っ子まつり (9:30 ~ 常総運動公園総合体育館)
22日	市民バレーボール大会 (9:00 ~ 常総運動公園総合体育館)
23月	
24火	おひざでだっこおはなし会 (11:00 ~ 中央図書館)
25水	缶・プラ容器収集日
26木	紙・布類収集日
27金	
28土	
29日	
30月	納期限:市・県民税(1期)、介護保険料(2期) ※毎週日曜日は総合窓口課の窓口が開庁(8:30~12:00・13:00~17:15)しています

6月の各種相談	法律相談	17日 9:00 ~ 12:00	市役所	10日9:00から要予約 ☎ 45-1249 ※同一事案の相談は不可	
	行政相談	9日 13:00 ~ 16:00		-	
	税務相談	11日 13:00 ~ 16:00		4~9日要予約※先着6人 内線 205 ~ 207	
	教育相談 (ラポールルーム)	日~金曜日 9:00 ~ 16:30		☎ 0120 - 783018	
	若者就労支援相談	28日(第4土曜日) 13:00 ~ 17:00		中央公民館	要予約 いばらき若者サポステ ☎ 029-259-6860
	不登校相談 (はばたき)	火~金曜日 9:00 ~ 17:00		もりや学びの里	☎ 45-2655
	こころの健康相談	5日 13:30 ~ 15:30		保健センター	1週間前までに要予約 ☎ 48-6000
	家庭児童相談	月~金曜日 8:30 ~ 17:00		家庭児童相談室 (市民交流プラザ内)	☎ 45-2314
	心配ごと相談	14:00 ~ 16:00 ・ふくし 2日 ・年金・労務 9日		いきいきプラザ・ げんき館 (社会福祉協議会)	☎ 45-0088
	電話相談	金曜日 10:00 ~ 15:00			
生活機能相談	火・金曜日 10:00 ~ 17:00	市役所介護福祉課	要予約 ☎ 45-1111 内線 174		

暮らしのコーナー

簡単にもうかるってホント? マルチ商法的勧誘に注意!

「月々100万円も夢じゃない!」「一緒に夢を実現しよう!」と、あたかも簡単にもうかるような説明をして、販売組織に加入させるトラブルです。

事例 知人から「事業に投資しないか。人を紹介すれば配当の他に紹介料も受け取れる。」と誘われ、いい話だと思って友人を何人か紹介した。何度か配当があったが、その後事業者と連絡がつかなくなった。投資した金を返してほしい。(60歳代 男性)

事例 大学の友人に「入れば人脈が広がり、就職にも有利な組織がある。」と誘われた。入会するには50万円の資産運用ソフトを購入する必要があると言われ、借金して払ったが、別の友人に怪しい組織と言われたので解約したい。(20歳代 男性)

ひとことアドバイス

- 安易に甘い言葉を信じないようにしましょう。
- 友人からの誘いでも毅然と断りましょう。友人を勧誘することにより、その人との関係を壊す恐れもあります。
- 困ったら消費生活センターに相談してください。



トラブルにあったら…

- ・市消費生活センター ☎ 45-2327
(市役所2階経済課内) 月~金曜日
9:00 ~ 12:00, 13:00 ~ 16:00
※土・日曜日、祝日、年末年始は除く
- ・消費者ホットライン
☎ 0570-064-370 (全国共通)
※土・日曜日、祝日の10:00 ~ 16:00
は国民生活センターを案内します